

ダイワ・US－REIT・オープン(年1回決算型) 為替ヘッジなし

追加型投信／海外／不動産投信(リート)  
信託期間：2013年8月22日 から 2050年9月16日 まで 基準日：2025年11月28日  
決算日：毎年9月17日(休業日の場合翌営業日) 回数コード：3187

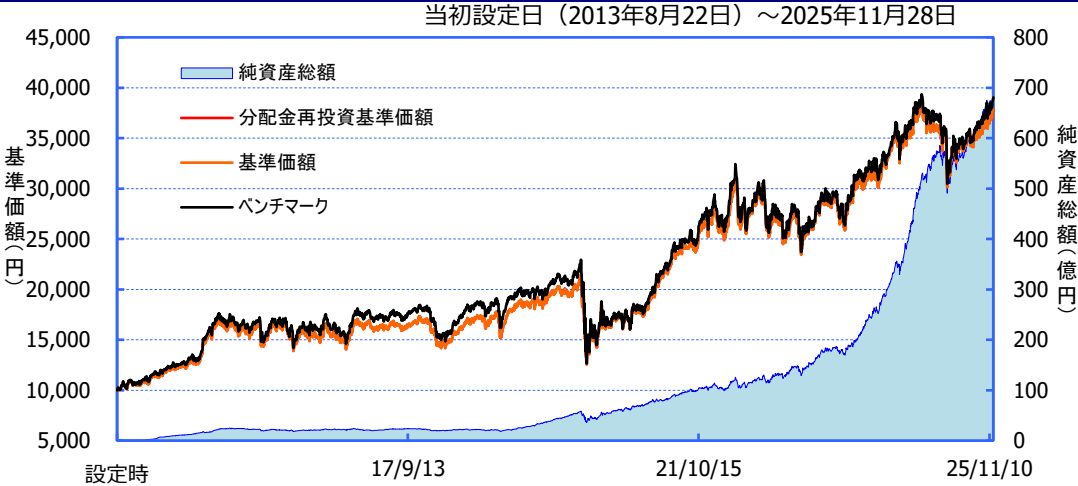
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2025年11月28日現在

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 37,861 円 |
| 純資産総額 | 679億円    |

| 期間別騰落率 |          |          |
|--------|----------|----------|
| 期間     | ファンド     | ベンチマーク   |
| 1カ月間   | +3.7 %   | +4.1 %   |
| 3カ月間   | +8.2 %   | +8.9 %   |
| 6カ月間   | +11.9 %  | +14.0 %  |
| 1年間    | -0.6 %   | +0.4 %   |
| 3年間    | +40.5 %  | +41.9 %  |
| 5年間    | +113.7 % | +116.1 % |
| 年初来    | +3.9 %   | +4.4 %   |
| 設定来    | +278.6 % | +290.3 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金実績があった場合に、当該分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。  
※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※当ファンドはFTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックス(配当金込み、円ベース指数)をベンチマークとしていますが、同指数を上回る運用成果を保証するものではありません。  
※グラフ上のベンチマークは、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 資産別構成       |     |        |
|-------------|-----|--------|
| 資産          | 銘柄数 | 比率     |
| 外国リート       | 33  | 99.4%  |
| コール・ローン、その他 |     | 0.6%   |
| 合計          | 33  | 100.0% |

| リート ポートフォリオ特性値 |      |
|----------------|------|
| 配当利回り          | 3.7% |

| (参考)FTSE NAREIT®指数配当利回り |      |
|-------------------------|------|
| 配当利回り                   | 3.9% |

(出所)FTSE、Nareit

※ FTSE NAREIT® 指数配当利回りは、FTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックスの利回りを使用して

| 国・地域別構成 |       |
|---------|-------|
| 国・地域名   | 比率    |
| アメリカ    | 99.4% |

| リート 用途別構成 |       |
|-----------|-------|
| 用途名       | 比率    |
| ヘルスケア     | 20.2% |
| データセンター   | 12.4% |
| 産業施設      | 9.1%  |
| 貸倉庫       | 7.6%  |
| 集合住宅      | 6.2%  |
| 特殊用途施設    | 5.8%  |
| 簡易住宅      | 5.7%  |
| オフィス      | 5.4%  |
| その他商業施設   | 5.0%  |
| その他       | 21.9% |

| 通貨別構成 |       |
|-------|-------|
| 通貨    | 比率    |
| 米ドル   | 99.8% |
| 日本円   | 0.2%  |

| 決算期(年/月) |         | 分配金 |
|----------|---------|-----|
| 第1期      | (14/09) | 0円  |
| 第2期      | (15/09) | 0円  |
| 第3期      | (16/09) | 0円  |
| 第4期      | (17/09) | 0円  |
| 第5期      | (18/09) | 0円  |
| 第6期      | (19/09) | 0円  |
| 第7期      | (20/09) | 0円  |
| 第8期      | (21/09) | 0円  |
| 第9期      | (22/09) | 0円  |
| 第10期     | (23/09) | 0円  |
| 第11期     | (24/09) | 0円  |
| 第12期     | (25/09) | 0円  |

分配金合計額 設定来：0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※リート ポートフォリオ特性値の配当利回りは、コーエン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インク(以下、C&S)によるもの(課税前)であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※用途名は、原則としてFTSE®とNAREIT®の分類によるものです。なお、優先リート(会社が発行する優先株に相当するリート)は、用途別の分類はしていません。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

| 組入上位10銘柄                 |           |       |      | 合計55.2% |
|--------------------------|-----------|-------|------|---------|
| 銘柄名                      | 用途名       | 国・地域名 | 比率   |         |
| WELLTOWER INC            | ヘルスケア     | アメリカ  | 9.8% |         |
| DIGITAL REALTY TRUST INC | データセンター   | アメリカ  | 8.5% |         |
| PROLOGIS INC             | 産業施設      | アメリカ  | 7.2% |         |
| VENTAS INC               | ヘルスケア     | アメリカ  | 4.9% |         |
| CROWN CASTLE INC         | 通信        | アメリカ  | 4.8% |         |
| EXTRA SPACE STORAGE INC  | 貸倉庫       | アメリカ  | 4.8% |         |
| EQUINIX INC              | データセンター   | アメリカ  | 3.9% |         |
| ESSEX PROPERTY TRUST INC | 集合住宅      | アメリカ  | 3.8% |         |
| IRON MOUNTAIN INC        | 特殊用途施設    | アメリカ  | 3.7% |         |
| SIMON PROPERTY GROUP INC | ショッピングモール | アメリカ  | 3.7% |         |

※比率は、純資産総額に対するものです。

※用途名は、原則としてFTSE®とNAREIT®の分類によるものです。なお、優先リート(会社が発行する優先株に相当するリート)は、用途別の分類はしていません。

## 《参考》市況データ

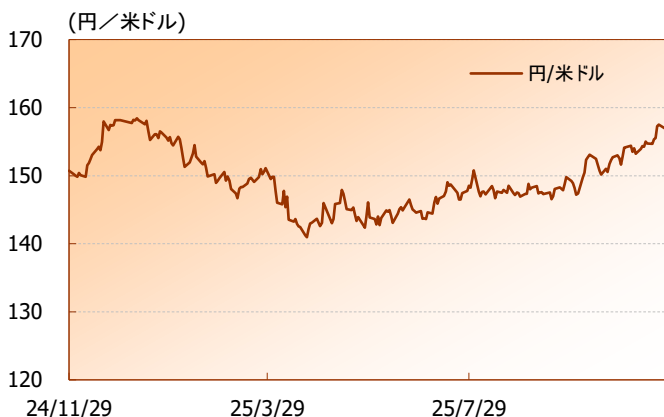
(2024年11月29日～2025年11月28日)

### 米国リートの推移



(注) FTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックス(配当金込み、米ドルベース)は、グラフの起点時を100として指数化しています。

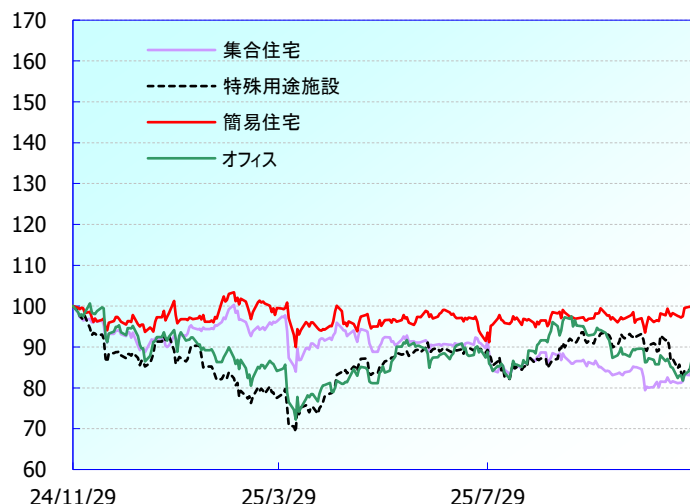
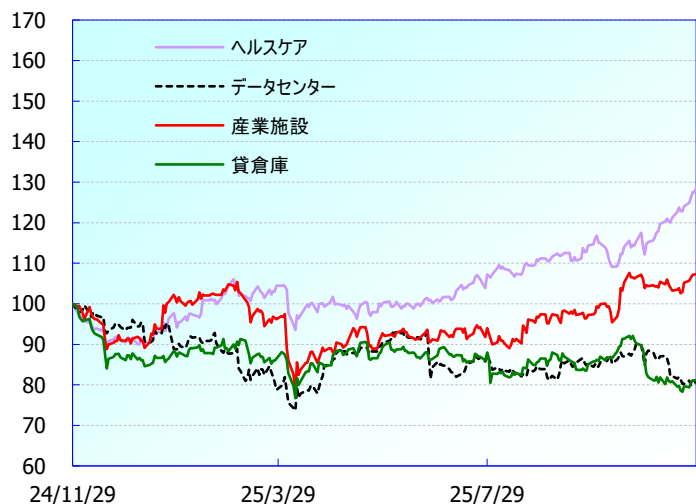
### 為替の推移



(出所) ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

## 《参考》米国リート セクター別インデックスの推移

(2024年11月29日～2025年11月28日)



※米国リート セクター別インデックスの推移は、グラフの起点時を100として指数化しています。

(出所) ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

出典: FTSE International Limited(以下、「FTSE」) © FTSE. FTSE®は、ロンドン証券取引所グループ会社が所有する商標であり、ライセンスに基づきFTSE International Limitedによって使用されています。"NAREIT®"は the National Association of Real Estate Investment Trusts ("NAREIT")の商標です。本インデックスに関する知的財産権はすべてFTSEおよびNAREITに帰属します。FTSEのインデックス、FTSE Ratings、またはその基礎データに関する瑕疵や不作為については、FTSE並びにライセンサ各社はいずれも一切の責任を負いません。また、書面に基づくFTSEの同意がない限り、FTSEのデータの再配信も許可されません。

"Source: FTSE International Limited ("FTSE") © FTSE. "FTSE®" is a trade mark of the London Stock Exchange Group companies and is used by FTSE International Limited under licence. "NAREIT®" is a trade mark of the National Association of Real Estate Investment Trusts ("NAREIT"). All intellectual property rights in the Index vest in FTSE and NAREIT. Neither FTSE nor its licensors accept any liability for any errors or omissions in the FTSE indices and / or FTSE ratings or underlying data. No further distribution of FTSE Data is permitted without FTSE's express written consent."

## 【投資環境】

### 米国リート市場は上昇

米国リート市場は、12月の利下げ見通しの変化により上下しましたが、株式市場でAI（人工知能）バブルへの懸念が強まる中でも、長期金利が低下傾向で推移したことが下支えとなり上昇しました。小売企業の決算などから関税による消費下押し懸念が一部払拭されたことや、政府機関閉鎖の解除も投資家心理を改善させ、上昇に寄与しました。

### 用途別は、ホテル/リゾートやショッピングモールが上昇した一方、データセンターなどが下落

当月は7-9月期の決算での高所得層の堅調な消費動向や、政府機関閉鎖の解除を受けて、ホテル/リゾートやショッピングモールなどの裁量消費セクターが上昇しました。一方、AI関連企業の収益性への懸念が高まる中、データセンターは下落しました。

### 円安米ドル高が進行

為替市場では、円安・米ドル高となりました。経済成長を重視する高市政権の姿勢が日銀の早期利上げ観測の後退につながったほか、大型補正予算による財政悪化への懸念が強まったことで、月中旬にかけて円安が進行しました。月下旬には、米国の利下げ観測と日本の利上げ観測が再燃し、また日本の円買い為替介入への警戒感も高まりましたが、円高・米ドル安の進行は小幅にとどまりました。

## 【ファンドの運用状況】

### 月間の動き

保有している米国リートが上昇したことや、円安により、基準価額（分配金込み）は前月末比で上昇しました。

### 運用のポイント

11月のパフォーマンスは、ベンチマークとおおむね同程度となりました。運用においては、成長性やバリュエーションなど投資魅力度の観点から個別銘柄の売買を行いました。キャッシュフロー見通しの改善が見込まれるヘルスケアを買い増しました。一方で、賃料の伸びに鈍化が見られる戸建住宅の組入比率を削減しました。

## 【今後の展望・運用方針】

### 景気減速下でも、安定的な業績推移を想定

足元は利下げ見通しの変化に影響を受けやすい相場展開となっています。しかし、FRB（米国連邦準備制度理事会）はインフレ抑制だけでなく雇用の最大化にも注意を払っており、物件需要に悪影響を与えるような労働市場の悪化は未然に防がれるとみています。

ファンダメンタルズ面では、7-9月期決算発表において総じて安定的な業績が確認されましたが、内訳としては高所得層の消費において堅調さが目立つ一方、中低所得層は消費に慎重な様子も窺えました。こうした二極化などを反映して、銘柄や用途間でパフォーマンス格差が生まれる可能性があり、機動的な運用によるリターン獲得を追求していきます。

12月に開催されるリート業界の大規模カンファレンスにおいても、2026年を展望する上で、中低所得層の動向や関税の影響度などについて注目していますが、大手上場リートの物件ポートフォリオは品質が高く、景気が減速する中でも安定した需要が見込まれます。

中長期的には、建設コストの上昇や高金利環境下で物件供給が抑制されていることにより物件需給がタイト化していることが、稼働率および賃料上昇の下支えとなり、2026年以降のキャッシュフロー成長加速を想定しています。

### 用途別では、通信や簡易住宅などに注目

成長性やバリュエーションなどの観点から魅力的なセクター・銘柄に注目していく方針です。足元では、通信や簡易住宅などにおいて、景気減速懸念が強まる中でも安定的な需要が見込まれると考え、相対的に強気にみています。

通信は、通信量の増加を背景にテナントである通信キャリアの投資拡大による賃料収入増加や、5G（第5世代移動通信システム）ネットワークの拡充を見込んでいます。簡易住宅については、供給面における構造的な住宅不足に加え、住宅価格の上昇や高い住宅ローン金利による所有コスト上昇が賃貸需要を下支えしています。

一方で、景気敏感なセクターについては、相対的なバリュエーションに割安感があり、底堅い需要が見込める銘柄を選別して組み入れていく方針です。

| リート価格上昇要因                                                                                                  | リート価格下落要因                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○長期金利の低下</li> <li>○労働市場の改善（物件需要の増加に寄与）</li> <li>○物件供給の減少</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○長期金利の上昇</li> <li>○労働市場の悪化（物件需要の減少に寄与）</li> <li>○物件供給の増加</li> </ul> |

## 情報提供動画

【バーチャルリートツアー】世界のリートを見てみよう！

<https://eqm.jp/svMdex>

※2次元コードを読み取り、またはクリックすると動画をご覧頂けます。



## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・米国のリート（不動産投資信託）に投資し、配当利回りを重視した運用により信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・米国のリートに投資します。
- ・リーートの運用は、コーペン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                              |                                                                                                                        |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リーートの価格変動<br>(価格変動リスク・信用リスク) | リーートの価格は、不動産市況の変動、リーートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。組入リーートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。            |
| 為替変動リスク                      | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| カントリー・リスク                    | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。                  |
| その他                          | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                           |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 《ファンドの費用》

### 投資者が直接的に負担する費用

|         | 料率等                                     | 費用の内容                                  |
|---------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>3.3%(税抜3.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                  | —                                      |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  | 料率等                                   | 費用の内容                                                                     |
|------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <u>年率1.606%</u><br>( <u>税抜1.46%</u> ) | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 委託会社             | 配分については、<br>下記参照                      | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |
| 販売会社             |                                       | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |
| 受託会社             |                                       | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |
| その他の費用・<br>手数料   | 〈運用管理費用の配分〉<br>(税抜) (注1)              | 委託会社                                                                      |
|                  | 500億円以下の部分                            | 販売会社<br>(各販売会社の取扱純資産総額に応じて)                                               |
|                  | 500億円超<br>1,000億円以下の部分                | 年率0.71%                                                                   |
|                  | 1,000億円超<br>2,000億円以下の部分              | 年率0.75%                                                                   |
|                  | 2,000億円超の部分                           | 年率0.80%                                                                   |
|                  |                                       | 年率0.85%                                                                   |
|                  |                                       | 年率0.04%                                                                   |
| その他の費用・<br>手数料   |                                       | (注2)                                                                      |
|                  |                                       | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。                     |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 申込受付中止日                | ニューヨーク証券取引所の休業日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 繰上償還                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●委託会社は、マザーファンドの信託財産につきコーヘン&amp;スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと締結した運用指図権限の委託にかかる契約が終了した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。</li> <li>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合</li> <li>・「FTSE NAREIT®エクイティ REIT・インデックス」の公表が停止された場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> </li> </ul> |
| 収益分配                   | 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 課税関係                   | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。</p> <p>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>                                                                                                                                                                                                              |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ・U S - R E I T ・オープン（年1回決算型）為替ヘッジなし

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）             |        | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------------------|--------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                            |        |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 株式会社あおぞら銀行                                 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第8号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社青森みちのく銀行                               | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第1号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社秋田銀行                                   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第2号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券)   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社愛媛銀行                                   | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第6号    | ○       |                         |                         |                            |
| 沖縄県労働金庫                                    | 登録金融機関 | 沖縄総合事務局長(登金)第8号  |         |                         |                         |                            |
| 株式会社香川銀行                                   | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第7号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社関西みらい銀行                                | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第7号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社北九州銀行                                  | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第117号 | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社北日本銀行                                  | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第14号   | ○       |                         |                         |                            |
| 岐阜信用金庫                                     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第35号   | ○       |                         |                         |                            |
| 九州労働金庫                                     | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第39号  |         |                         |                         |                            |
| 近畿労働金庫                                     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第90号   |         |                         |                         |                            |
| 株式会社京葉銀行                                   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第56号   | ○       |                         |                         |                            |
| 埼玉縣信用金庫                                    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第202号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社埼玉りそな銀行                                | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第593号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 四国労働金庫                                     | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第26号   |         |                         |                         |                            |
| 静岡県労働金庫                                    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第72号   |         |                         |                         |                            |
| 株式会社七十七銀行                                  | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第5号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| しまなみ信用金庫                                   | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第20号   |         |                         |                         |                            |
| 株式会社常陽銀行                                   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第45号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| スルガ銀行株式会社                                  | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第8号    | ○       |                         |                         |                            |
| 全国信用協同組合連合会                                | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第300号  |         |                         |                         |                            |
| 株式会社仙台銀行                                   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第16号   | ○       |                         |                         |                            |
| ソニー銀行株式会社                                  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第578号  | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 株式会社大東銀行                                   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第17号   | ○       |                         |                         |                            |
| 瀧野川信用金庫                                    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第168号  |         |                         |                         |                            |
| 株式会社但馬銀行                                   | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第14号   | ○       |                         |                         |                            |
| 知多信用金庫                                     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第48号   |         |                         |                         |                            |
| 株式会社千葉銀行                                   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第39号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 中央労働金庫                                     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第259号  |         |                         |                         |                            |
| 中国労働金庫                                     | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第53号   |         |                         |                         |                            |
| 東海労働金庫                                     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第70号   |         |                         |                         |                            |
| 東北労働金庫                                     | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第68号   |         |                         |                         |                            |
| 株式会社東和銀行                                   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第60号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社栃木銀行                                   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第57号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社富山銀行                                   | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第1号    | ○       |                         |                         |                            |
| 長野県労働金庫                                    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第268号  |         |                         |                         |                            |
| 新潟県労働金庫                                    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第267号  |         |                         |                         |                            |
| 株式会社西日本シティ銀行                               | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第6号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社福島銀行                                   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第18号   | ○       |                         |                         |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名） |          | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 富士信用金庫                         | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第64号   |         |                         |                         |                            |
| 富士宮信用金庫                        | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第65号   |         |                         |                         |                            |
| 株式会社北洋銀行                       | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第3号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 北陸労働金庫                         | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第36号   |         |                         |                         |                            |
| 北海道労働金庫                        | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第38号  |         |                         |                         |                            |
| 三島信用金庫                         | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第68号   |         |                         |                         |                            |
| 水島信用金庫                         | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第48号   |         |                         |                         |                            |
| 株式会社みずほ銀行                      | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第6号    | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 株式会社宮崎銀行                       | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第5号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社武蔵野銀行                      | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第38号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社もみじ銀行                      | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第12号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社山形銀行                       | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第12号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社山口銀行                       | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第6号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社ゆうちょ銀行                     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第611号  | ○       |                         |                         |                            |
| 米子信用金庫                         | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第50号   |         |                         |                         |                            |
| 株式会社りそな銀行                      | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第3号    | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| 株式会社琉球銀行                       | 登録金融機関   | 沖縄総合事務局長(登金)第2号  | ○       |                         |                         |                            |
| アイザワ証券株式会社                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       |                         | ○                       | ○                          |
| あかつき証券株式会社                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| 池田泉州TT証券株式会社                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号  | ○       |                         |                         |                            |
| 岩井コスモ証券株式会社                    | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号   | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| 株式会社SBI証券                      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 静岡東海証券株式会社                     | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第8号    | ○       |                         |                         |                            |
| 立花証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第110号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| ちばぎん証券株式会社                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第114号  | ○       |                         |                         |                            |
| 東海東京証券株式会社                     | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 東洋証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第121号  | ○       |                         |                         | ○                          |
| 内藤証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号   | ○       |                         |                         | ○                          |
| 中原証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第126号  | ○       |                         |                         |                            |
| 南都まほろば証券株式会社                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第25号   | ○       |                         |                         |                            |
| 西日本シティTT証券株式会社                 | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第75号  | ○       |                         |                         |                            |
| 西村証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第26号   | ○       |                         |                         |                            |
| ひろぎん証券株式会社                     | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |                         |                         |                            |
| 松井証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 松阪証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第19号   | ○       |                         |                         |                            |
| マネックス証券株式会社                    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| みずほ証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第94号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ ｅスマート証券株式会社              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 水戸証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第181号  | ○       |                         | ○                       |                            |
| moomoo証券株式会社                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       |                         | ○                       |                            |
| むさし証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第105号  | ○       |                         |                         | ○                          |
| 楽天証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| ワイエム証券株式会社                     | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号    | ○       |                         |                         |                            |

10 / 10